

第十五回国会 衆議院 電氣通信委員會 會議録 第十三号

(三〇〇)

昭和二十七年十二月二十日(土曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 橋本登美三郎君

理事中村 梅吉君 理事有田 喜一君

理事原 岩川 與助君

岩井 清憲君

松井 政吉君

三輪 壽壯君

山田 長司君

出席政府委員

郵政事務次官 平井 義一君

郵政事務官大 臣官房電氣通 信監理官 金光 昭君

委員外の出席者

日本電信電 話公社理事 田邊 正君

(營業局長) 專門員 吉田 弘苗君

專門員 中村 寅市君

十二月十八日

委員松前重義君辭任につき、その補 欠として細野三千雄君が議長の指名 で委員に選任された。

同月十九日

委員松井政吉君辭任につき、その補 欠として松前重義君が議長の指名で 委員に選任された。

同月二十日

委員細野三千雄君辭任につき、その 補欠として松井政吉君が議長の指名 で委員に選任された。

十二月十八日

笹岡村に電話架設の請願(高岡大輔 君紹介)(第一二二二号)

大間々電話局舎新築に関する請願 (長谷川四郎君紹介)(第一二七〇号)

砧電話自動局設置促進に関する請願 (橋本登美三郎君紹介)(第一二七一 号)

佐野局の電信電話整備拡充の請願 (森下國雄君紹介)(第一二七二号)

豊島区内に電話架設の請願(山下春 江君紹介)(第一三九七号)

砂川電報電話局庁舎新築促進に關す る請願(南條徳男君紹介)(第一三九 八号)

鳥取県下の電氣通信施設整備擴張に 關する請願(足鹿覺君紹介)(第一四 五二号)

鳥取電話局の自動式電話に切替え等 の請願(足鹿覺君紹介)(第一四五三 号)

電話の整備拡充に關する請願(山田 長司君紹介)(第一四五八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

電話設備費負担臨時措置法の一部を 改正する法律案(内閣提出第一九号) 請願

一 釧路市にテレビジョン放送設 置に關する請願外一件(伊藤 郷一君紹介)(第八五号)

二 江上郵便局に電信電話事務開 始の請願(山崎嚴君紹介)(第

二七六号)

被災並びに動員電話の復旧に 關する請願(床次徳二君紹介) (第三七一号)

釧路市にテレビジョン放送設 置に關する請願外二件(伊藤 郷一君紹介)(第五五二号)

府中電話局の電話交換方式改 善等に關する請願(栗山長次 郎君紹介)(第六〇六号)

立川電報電話局舎新築等に關 する請願(並木芳雄君紹介) (第七五七号)

釧路市にテレビジョン放送設 置に關する請願外一件(伊藤 郷一君紹介)(第七五八号)

瀬戸市内の電話増設促進に關 する請願(早稻田柳右エ門君 紹介)(第八二二号)

市外電話架設に關する請願 (中野武雄君紹介)(第一〇〇 〇号)

日立電報電話局舎新築等に 關する請願(山崎猛君紹介) (第一〇〇一号)

磯原町の電話設備拡充整備に 關する請願(橋本登美三郎君 紹介)(第一〇五〇号)

秦野町電報電話局舎新築に 關する請願(岩本信行君紹介) (第一一五八号)

笹岡村に電話架設の請願(高 岡大輔君紹介)(第一二二二 号)

大間々電話局舎新築に關する

請願(長谷川四郎君紹介)(第 一二七〇号)

砧電話自動局設置促進に關す る請願(橋本登美三郎君紹介) (第一二七一号)

佐野局の電信電話整備拡充の 請願(森下國雄君紹介)(第一 二七二号)

豊島区内に電話架設の請願 (山下春江君紹介)(第一三九 七号)

砂川電報電話局庁舎新築促進 に關する請願(南條徳男君紹 介)(第一三九八号)

鳥取県下の電氣通信施設整備 擴張に關する請願(足鹿覺君 紹介)(第一四五二号)

鳥取電話局の自動式電話に切 替え等の請願(足鹿覺君紹介) (第一四五三号)

電話の整備拡充に關する請願 (山田長司君紹介)(第一四五 八号)

〇橋本委員長 これより開会いたしま す。

電話設備費負担臨時措置法の一部を 改正する法律案を議題とし、質疑を続 けます。質疑はございませんか。―― 質疑はないものと認めまして、これに て本案に対する質疑は終了いたしました。

これより本案を討論に付します。討 論の通告があります。これを許しま す。中村梅吉君。

〇中村(梅)委員 ただいま議題になり ました電話設備費負担臨時措置法の一 部を改正する法律案に關しまして、私 は自由党を代表して賛成の意を表する ものであります。

現在電話架設に対する国民の要望は 甚だ熾烈でありまして、日本電信 電話公社が実際に電話を敷設する数 は、国民の需要をはるかに下まわつて おるのであります。現に電話申込み の積滞数が東京のみにても十萬を越え ており、大阪は七萬、全国では四十數 萬を算するという状態でありまして、 この事實は何よりもつきりと電話の 需給状況の逼迫しておることを物語つ ておると思ひます。この電話需給のア ンバランスの最大の原因は、建設資金 の不足にあると思ひます。建設資金 を豊富に、大量に獲得することが、電 話架設難を解決する最大のかぎであり まして、さきに経営形態を国营から公 共企業体に切りかえられましたのも、 これによつて民間資金等を建設資金の 調達源に加えようとするものが、大き にならぬであつたと思ひるのでありま す。本法律案はこの線に沿つて、電信 電話債券の一部を利用者負担の方法に ようとするものでありまして、建設 資金の調達がきわめて困難な今日、こ の方法によることもやむを得ないもの と考えられます。ただ電話の級別の債 券引受額につきましては、地方の実情 にかんがみて、なるべく五級以下の下 級局はこれを免除すること、並びに債 券を引受ける上級局地域に電話架設計

画が偏しませんように、すなわち都市偏重に陥りませんようにすることが適当であると思われるのであります。私はこの希望意見を付して、本案に賛成の意を表するものであります。

○橋本委員長 有田喜一君

○有田(事)委員 私は改進黨を代表いたしまして、ただいま議題となつておりますところの電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成するものであります。しかしこの際嚴重なる警告と希望条件を付しておきたいと思うのであります。

すなわち本案は従来の設備拡張資金のほかに、臨時的措置として、電話加入希望者に電信電話債券を引受けしめまして、熾烈なる電話架設の要望にこたえんとするものでありまして、電話拡張の緊切なる現状に照しまして、やむを得ない措置と思ひますけれども、この債券を引受くるにあらずんば、電話の架設を認めないといつて債券の引受を強要するということは、何と申しても変則的の措置と思はれるのであります。電話設備の拡張に電話加入者が協力することはもとより必要でございまして、これを強制することは常道ではないと思ひます。可及的すみやかに、かかる変則的の措置をとらなくとも電話の拡張が十分できるやうきたいのであります。なお本案によりまして、政府は一段の努力を払つていただきたらうと思ひます。六万円以下の債券の引受を政令にゆだねられておるようであります。が、先ほども中村委員から申されましたように、五級以下の地域に対してこの負担を強要するということは、地方の実情に沿わないと思うのであります。

す。政令制定の際におきましては、五級以下の地域に対してこれらの負担のかからないように善処していただきたいと思ひます。なおやもすると、かかる債券を多額に引受ける地方に電話の架設が見られて、この債券の引受けをやらないようないわゆる郡部地域に電話の普及しないおそれがありますので、この点は公共企業体としての本質にかんがみまして、地方郡部方面にも電話が適切に普及するように、万全の措置を講じていただきたいと思うのであります。

次に希望しておきたいことは、最近電話は相当復旧の度が見えて来たのでありますが、まだサービスは必ずしもよいとは言われない現状であります。ことに電話架設を申し込んだがなかなかつけてくれない、これが今日の奥情であります。これを打開して行くには、何といつても資金の調達を円滑に行くように努力いたさねばならぬと思ひますが、郵政大臣はもとと政治力をお出しなさつて、資金運用部資金を多額に電話の拡張資金に充当するよう、一段の御努力をお願いいたします。ことに資金運用部資金は、御承知の通り通信事業従業員の汗水流して努力をした結果であるところの、郵便貯金あるいは簡易保険あるいは郵便年金の積立金がその大宗をなしておるので、これを電信電話設備の拡張資金に充当することは理の当然であります。この点について一層の御努力を払つていただきたい。なおまた開発準備銀行よりの長期資金その他一般の電話公債の公募あるいは外資導入等、あらゆる方途を講ぜられまして資金調達をはかられ、電話設備の拡張を實行され、サービス

の改善をはかられて、現在積滞電話四十数万といわれておりますが、これを可及的すみやかに一掃されるように、格段の御努力をお願いする次第であります。

なお最後に希望しておきたいことは、この公社の形態は、ややもすると官民の悪いところのみを取り入れる風潮なしとしないのであります。かかる風潮はこの際一擲していただきたい。何といつてもこの公社は、官民経営の長所を取り入れる、これが本法の制定の趣旨でもあり、また公社のできたゆえんでもあると思うのでございまして、官の長所、民の長所を十分に發揮せられまして、電信電話事業の合理化を一層促進していただきまして、よつてもつて本事業の公共事業としての使命達成に邁進されんことを切にお願いいたします。私の討論を打切る次第であります。

○橋本委員長 次に松前重義君。
○松前委員 私は日本社会党を代表して、政府提案の電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案に対して、賛成の意を表します。

二三の附帯条件と希望を申し述べたいと思います。二十億の社債を発行せられるということは、先ほど来お話がありましたように、資金運用部資金金によるということは、こういう設備費金におきましては当然のことであると思われるのであります。この点に対する今後の政府の御努力を特に希望する次第であります。しかしこの際におきまして、この社債によつて急速に電話に対する国民の需要を満たすという意味におきまして、この方法によらぬということとは、今回はいたし方ない

ことであると思われるのであります。次に一言、現在の地方における経済情勢、あるいはまたその他の条件に照し合せまして、最も適當なる公債の引受額をきめるのが妥當だと思われるのであります。先ほど各党より御発言のありました五級以下の問題につきましては、同じように公債の引受の負担をせしめないという方向に持つて行くことが妥當だと思われるのであります。同時にまた一級地、二級地、この二つの差は必ずしも初めの御内示いだいたあの案のように開きがないのではないか、むしろもう少し近めてもいいのではないかということも考えられるのであります。これらの問題につきましてはとくと御研究の上、本案の実行をされんことを希望する次第であります。

もう一つは、加入者何名について幾らというような公債の引受額を決定しておられるのでありますが、一般原則としては当然かくあるべきものであると思われるのであります。けれども日本の地域的ないへ／＼な現状を見てみまするときに、経済的にあるいは政治的に切り離すことができない一つのブロックをなした地域があるのでございます。一例を申し上げますならば、小田原、湯本、宮ノ下、強羅というような箱根の温泉地帯のごときは、日本の観光地帯として最も重要なところの一つでありますけれども、電話が非常に不便であるという声を聞くのであります。これらはむしろ強羅にしても宮ノ下にしても、あるいは湯本にいたしましても、小田原並に社債を引受けさせて、しかるべく通話疏通の道を講じてやる。とるものとはとつて施設をしてや

るといふようなことをしてやらなければ、いつまでも離れ小島で、あそこは不便な状態に放置されておるといふようなことに相なるのでありまして、この点につきましては特に特例を設けて、いろいろお考えを願いたいと思うのであります。これらは決してあいつ遊覧地帯ばかりではありません。工場地帯あるいはまたその他の地域においてこのような切り離すことのできない一連の關係を持っている地域が存在するのでございます。これらに対しましては郵便の事業と並行して發達して参りました電信電話事業でございますので、郵便局の所在地を中心として、一つ／＼加入者の数を中心として、この杜撰引受あるいは電話政策をきめておられるのであります。それらは電話の特異性にかんがみて、一連の神経中枢として的一端としてお考え願つて、そのやり方は総合一貫したものであつてほしいということ希望する次第でございます。

最後に一言申し上げておきたいことは、先ほど有田委員から御発言がございましたが、これは私から喋々いたす必要はありません。しかしただいま公社において非常に御苦心になつておられ、これを政府のうちにお願いしている。考案されておるようでございますが、少なくとも今回のベース・アツプの問題を通じて、この年末を控え、すみやかにこれらの問題の解決を希望するものであります。組合側はすでに信頼によつていわゆる実力行使を停止し、電信電話の年末運行をよからしめんがために努力をいたしておるような状態でございます。これらに對しまして特に

政府におかれては十分なる御努力をお願い申し上げまして、これらの電信電話公社従業員の心からなる事業への協力と、これによる能率の向上とを希望する次第であります。公社の使命が公社になりましていよいよ重大でございまして、特にいわゆる政府の従来の機関として、国営でやられておった姿、すなわち国鉄や電電公社やあるいはその他の公社と並んで、同じようなわく内において政府において待遇その他を考へられるということは必ずしも妥当でないばかりか、公社になつた理由は全然ないと思われるのであります。おの／＼特異性を持ち、その能率に従いまして待遇も改善し、そうして自主性をこゝに与えるということが、当然の公社経営上の根本問題であると思ふのであります。政府においてはこれらの公社にいたしました目的とその趣旨を生かすように、十分なる措置を講ぜられんことを希望いたします。私の討論を終ります。

○橋本委員長 原庄君。

○原(茂)委員 私は日本社会党を代表いたしました。電話設備負担臨時措置法の一部を改正する法律案に賛意を表するのであります。この際特に二、三の希望を申し上げまして、本電話設備の急速なる拡充に資していただきたいと思ふのであります。

各党の討論によりまして大方意が尽されたように考えられるのであります。が、およそ電話の設備というものは御承知のように、簡単に申しますと、経済動脈であると同時に、文化活動の中核であると考えられるのであります。従いましてこの意味から電話の設備を扱う事業の公共性が強く云々

れて来るわけでありまして、かかる施設に對しまして今回のような加入者に債務を強制的に負担しろという感を与える措置は、これは公共性という立場からいっても避けなければいけないことは、先ほど松前委員から御発言のありました通りであります。従いまして本来ですと運用部資金をこれに充当するが当然ではあります。今のわが国の経済状態を考へましたときに、急速にこの電話施設の拡充をしようということが私どものやまれぬ希望でございまして、この点はひとつ冒頭に御承知置きをお願いしたい、かように考えるわけがあります。従いまして一日も早く公社自体の本来持つております経営が、公共性というものを中軸にしての運営が完全にできますように、自主的な自己経営の合理化をはかつていただきまして、特にこの事業が機械と人との完全なマツチした上で運営されるということとを考慮の上に、人に対する、すなわち従業員全職員に対する待遇の改善に日々努力を重ねていただきまして、この全職員の経営合理化による余資資金といふものをやはり日々たくわえていただきまして、これによつての公共的な、最も辺鄙な場所の電話設備の拡充にも一部振り当てていただきたいことを特に強調するものであります。

なお賛意を表しますのに二、三の希望条件を次に申し上げてみたいと存じますが、その第一点はどうぞ都会に偏重することのないように、さきの委員会におきましてもこのことを特に警告申し上げたわけでありまして、ぜひとも辺鄙な、非常に困つておる、今なかなか施設が行き届いていないところにこそ、十分にこの資金の注入をはかつて

ていただきまして、文化施設の公平な恩典に浴するように留意していただくことが第一点であります。

第二点といたしましては、一級から五級まで、その以下も級地がわけてございまして、一番下の一万円負担というところを、実施の上においてぜひとも適宜に勘案していただきまして、これをなくして、上に編入するような考慮を払つていただいたらどうかというものがわが党の希望の第二点でござい

第三点の希望といたしましては、さきに委員会でもお伺いいたしました。が、単独あるいは共同の加入のできる人たちはよろしいのですが、一般大衆はまだ／＼公衆電話に依存する度合が非常に強いのであります。強いどころか、この公衆電話があることによつていろ／＼な利便を得ておりますので、ぜひともこの公衆電話拡充に對しましては、余力をかつて常にこれを実施して行こう、こういう経営威力を十二分に御發揮願ひたい。

第四点といたしましては、さきの実地視察の際にもこのことを聞いたのであります。が、電話に急速に加入したい、こういう考えのもとにその土地の有志たちが、一種の債券を発行するような形で金を集めて、局舎をつくつて、これを公社に提供するようなことを考へてみたい、あるいはある意味では、優先的に電話の新設される場合には、優先的にその電話の架設をしてやるといふことを含んだような形で資金を集めまして、すでに龐大な局舎工事が始まつておるといふような場所もあるように聞いております。このことは、そういうところを事前に公社が了

解いたしました。それができた場合には優先的に二十八年度以降において電話架設をしてやろう、こういうような意図でございまして、そういう計画が持たれたところだけが優先的にこの文化的な施設を享受することができ、この意味ではある種の不公平と矛盾が起ると考えますので、こういうことが前例としてあるのでございしたら、どうぞ正式にこれを正規化していただきまして、はつきりとした形で、むしろ奨励する意味でこの制度を新たに確立する、こういう方法で、官と民あるいは公社と民間とがまつた一体となつて、この文化施設の中核であるところの電話設備の急速な拡充をはかるように御努力をお願いしたい、かように考えるわけでありまして。

以上四点の希望を申し述べまして、一日も早く完全な公社としての運営が実施されまして、世界的なレベルまでわが国の電話設備の急速な拡充と同時に、この運用のできることを心から当局に希望申し上げます。わが党の討論にかゝるものであります。

○橋本委員長 これにて討論は終局いたしました。

電話設備負担臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を原案の通り可決すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○橋本委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。本案に関する報告書につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 それではさよう決します。

○平井(義)政府委員 ただいま可決をいただきました電話設備負担臨時措置法の一部を改正する法律案、この実施に際しましては、各党委員の皆様御希望を十分に尊重いたしまして、この運用にあたりましてはその適正をはかるよう努力いたしたいと存じております。また電話の拡充整備につきましては、政府といたしましてはさらに努力を続ける所存であります。各委員の皆様におきましては、一層御指導と御鞭撻をお願い申し上げます。次第でございます。

○橋本委員長 本日公報に掲載されました請願二十一件の審査に入ります。まず日程第一、銚路市にテレビジョン放送設置に関する請願外一件、第八五号、並びに日程第四、文書番号第五五二号、第七、文書番号第七五八号も同様でありますからして、一括して議題といたします。この説明を求めます。中村専門員。

○中村専門員 銚路市弥生町東栄小学校内銚路学校放送研究会代表者後藤鉄四郎外一名、銚路市北大通二丁目銚路市商工会議所会頭清水源外四名、銚路市長佐藤宏平外二名、紹介議員伊藤郷一君、本請願の要旨は、北海道が総合開発のもとに日本の進展に果している役割は大なるものがあるにかかわらず、日本放送協会のテレビジョン施設五箇年計画を見るに、札幌、函館のみをあげ、地域狭少な内地と同一視していることはなほ遺憾である。つい

ては東北北海道の文教の強化、生活の向上のため、札幌市に次いで釧路市にテレビジョン放送を設置されたいというのであります。

○平井(義)政府委員 日本放送協会のテレビジョン施設五箇年計画によると、北海道では、札幌及び函館だけがその計画に入つておるのであります。が、釧路市にも同施設を設置されたいとの請願でございますが、テレビジョン放送が、政治、社会、教育及び文化等の面に及ぼす効果は、まことに大なるものがありますので、請願の御趣旨はごもつとも存するのであります。

御承知の通り日本放送協会では、放送法の精神にのっとり、テレビジョン放送につきましてもあまねく全国に普及させることを究極の目的といたしておられて、いろいろ研究計画を立てておられるのであります。しかしながらこの事業を行うためには何分にも多額の経費を必要といたしますし、また受像機の普及速度というような面も考え合せまして、協会では、大都市より始めて逐次地方に発展させたいという方針でございまして、このことは郵政省といたしましても妥当なものと考えております。また請願の中に御引用になりました協会の五箇年計画は、今後のテレビ事業の一応の目安として協会としては作成したものでありまして、いまだ最終的なものではないのであります。当省としましては認めたものでもありませんが、釧路が入つていないことは、現在の諸情勢から見て、あるいはやむを得ないのではないかと考えられるのであります。が、請願の御趣旨は、日本放送協会に連絡いたしましたし、同協会において同協会の使命を十分に考慮の上、今後の計画において着実に進めようというよりはからいたしと存する次第であります。

分には考慮の上、今後の計画において着実に進めようというよりはからいたしと存する次第であります。

○橋本委員長 文書番号第二七六号、江上郵便局に電信電話事務開始の請願、請願議員がおりませんので中村専門員にお願いいたします。

○中村専門員 請願者福岡県三潁郡江上村長永松瑞成外十七名、紹介議員山崎巖君、本請願の要旨は、福岡県三潁郡江上村は、和がさ、い製品、かわらの製造が盛んなところであるが、電報の現在、城島、大溝両郵便局より配達されるため、時間的に相当むだがあるばかりでなく、夜間雨天のときなどは実に不利不便があるから、近くの江上郵便局にも電報配達事務を開始し得るようになされたいというのであります。

○平井(義)政府委員 御要望の御趣旨は十分承知いたしました。現在江上郵便局は、既設の電報取扱局たる城島、大溝両郵便局が近距離にあり、また当該地域は両郵便局の電報直配区域であります関係上、さしむきは実現困難かと存する次第であります。

○橋本委員長 第三七一号、戦災並びに動員電話の復旧に関する請願、中村専門員。

○中村専門員 請願者鹿児島市業師町千三百二番地指宿秀彦、紹介議員床次徳二君、本請願の要旨は、鹿児島市における戦災電話の復旧は、戦前と同数か、それ以上に達したにもかかわらず、戦前電話のあつたものうち、六百有余の電話だけが既得権を無視され、納得できない理由のもとに、昭和

二十六年度以来たな上げ状態になつていくことは、まことに遺憾である。ついでには既得権の擁護並びに実質的の必要上、新設電話に優先して既得権者の電話を復旧されたいというのであります。

○平井(義)政府委員 御申出の戦災並びに動員電話の復旧につきましては、御趣旨のほどごもつともであります。が、電話架設の申込みに対しては、すべてこれに充当することが最も望ましいことではあります。が、公社においては設備資金等の不足のため、これに全面的には応じ得られないので、ここに一定の標準を設けて、順位の高低により順次架設をいたしている次第であります。が、戦災並びに動員電話は、同一順位内においては新規の申込みに優先して架設することにしたしておりますので、御了承をお願いいたします。

○橋本委員長 文書番号第六〇六号、府中電話局の電話交換方式改善等に関する請願。

○中村専門員 請願者東京都北多摩郡府中町長小林茂一郎外一名、紹介議員栗山長次郎君、本請願の要旨は、東京都北多摩郡府中町は、現在北多摩郡最大の官公庁地帯として、都庁行政の中心をなし、また東京競馬場、東京芝浦競馬場、日本製鋼所、ビクターオート、日吉紡績、府中刑務所、米軍司令部等の施設を有する等、本町の発展に伴い電話の需要度は急激に増加しているが、その電話交換方式は旧態依然たる磁石式であつて、多大の不利不便を来している。ついでには新築整備された局舎を機会に、市外電話回線の増設とともに、

電話交換方式を準即時通話方式に改善されたいというのであります。

○平井(義)政府委員 府中電報電話局の施設の拡充改善につきましては、その必要性は十分認められるのであります。が、現在全国には同趣旨の局が非常に多いので、その局の施設状況、局舎状況、あるいは将来の発展予想等、あらゆる面から検討を加え、必要度の高いものから逐次実現をはかつております。が、現在の予算の幅では年々わずかな数局しか実施できない状態でありまして、府中電話局につきましては、二十七年計画として市外線二回線を増設済みであります。なお二十八年度にも二回線増設するよう計画いたしております。また準即時通話方式につきましては、局内外の施設の増設等を要し、相当大幅な拡張工事を行わなくてはなりませんので、膨大な資金を必要といたしますが、現在の拡張予算の幅では、緊急度の高い都心地区の基礎的設備すら計画通りに実施することができない実情にありますので、まことに遺憾ではあります。が、早急実現は困難な状態にあります。

○橋本委員長 文書番号第八二二号、瀬戸市内の電話増設促進に関する請願。

○中村専門員 請願者瀬戸市陶生町十六番地瀬戸市電話増設促進委員長安藤政二郎外二名、紹介議員早稲田柳右エ門君、本請願の要旨は、瀬戸市の電話施設は交換台およびケーブル線の現有量の飽和に達し、電話の新架設希望者は一千余名に達しているにもかかわらず、交換台及びケーブル線の増設なき限り、実現は不可能である。つ

いては瀬戸市に電話増設の方途をすみやかに講ぜられたいというのであります。

○平井(義)政府委員 瀬戸市内電話設備につきましては、お申出の通り行き詰まつておりますので、公社におきましては、二十七年計画として交換台一台を現在工事中であります。なお二十九年度以降にいたしましては、さらに交換台を増設するよう考慮いたしております。

○橋本委員長 文書番号第一二七〇号、大間々電話局舎新築に関する請願。

○中村専門員 請願者群馬県山田郡大間々町長北村吉三郎外三名、紹介議員長谷川四郎君、本請願の要旨は、群馬県山田郡大間々町の大間々郵便局は、二十有年前の設計であるため狭隘をきわめ、ことに電話交換機のごときは、これ以上拡張することは不可能である。この際大間々郵便局の電気通信関係を分離し、電話局を新築されたいというのであります。

○平井(義)政府委員 大間々郵便局における電気通信業務の現状並びに郵政省に対する公社業務委託の趣旨から見まして、これを公社の直轄業務に改定して、新たに電報電話局を設置する必要は十分認められておるところであります。が、設備拡張予算が十分でないため、今ただちに電報電話局を設置することは困難な実情にありますが、将来できるだけ早い機会に御要望の趣旨に沿うよう努力いたします。

○橋本委員長 文書番号第一〇〇〇号、東別院村に市外電話架設に関する

請願。

○中村専門員 請願者京都府南桑田郡東別院院長平田一義外四名、紹介議員中野武雄君、本請願の要旨は、次の理由により京都府南桑田郡東別院村より三島郡見山局との市外電話を架設されたいものである。一、大阪府郡部に強力な共産党組織を有する関係上、短時間に連絡できる方途はこの電話の設置による以外にはない、二、現在大阪、吹田、豊中、茨木方面の商取引において中継局数が多いため自然時間を要することになる。

○平井(義)政府委員 御要望の趣旨が判然としたしませんが、東別院より大阪府、特に茨木方面への通話は、すべて亀岡、京都を経由しておりますが、東別院、亀岡及び京都、茨木間の回線を増設すれば、通話は相当改善されることと考えますので、予算を差繰りまして来年度以降でできる限り早期に増設をはかるよう考慮いたします。

○橋本委員長 文書番号第七五七号、立川電報電話局舎新築等に関する請願。○中村専門員 請願者立川市議会議長櫻井三男外一名、紹介議員並木芳雄君、本請願の要旨は、現在立川市立川電報電話局の加入電話は千五百五十件で、加入積滞数は千件であるが、これに対する局舎並びに全交換機は昨年六月における不慮の災害により焼失し、目下狭隘なるバラック内で交換事務をとつてゐる状態であり、しかも交換機が最も非能率的な磁石式であつて、従業員の作業環境も悪く、従つて新規架設並びに通話サービスには遠く及ばず、市民の非難が高まつてゐる。ついで

ては立川電報電話局局舎を新築するとともに、電話交換方式を自動式に改善されたいのであります。○平井(義)政府委員 立川電報電話局の局舎新築及び改式につきましては、公社におきましては、局舎は二十七年計画において実施することになつており、自動改式につきましては二十八年計画において着手いたしますよう目下計画中であります。

○橋本委員長 文書番号第一〇〇一、立川電報電話局局舎新築等に関する請願。○中村専門員 請願者日立市長高嶋秀吉外一名、紹介議員山崎猛君、本請願の要旨は、日立市は戦災により荒廃し、電話設備も完全に焼失したため、現在加入申込の積滞は四百以上を数え、年々ともますます果積の傾向にあるから、次の事項をすみやかに実現されたいものである。一、日立電報電話局舎の新築、二、交換を自動式に改式、三、市内線路設備の拡充、四、市外回線の増設、五、日立、東京間回線を五回線増設、六、日立、水戸間回線を六回線増設して即時式とする。

○平井(義)政府委員 局舎の新築並びに設備の改善にあつては努力を払つてゐるのであります。御承知のごとく予算等の制約によりまして、いまだ御要望に十分沿ひ得ないことをはなはだ遺憾に存じておる次第であります。日立電報電話局の局舎につきましては、いまだ現局舎において交換台の増設が可能でありますので、現在のところ新築の計画は認めません。また交換方式を自動に改式することは、さきに申し上げました通り、現在方式によ

る交換台増設の余裕がありますので、二十七年計画におきまして交換台二台を増設中であり、なお二十八年計画にも増設するよう計画中でありますので、目下のところ時期尚早と存ぜられます。また市内線路設備の拡充につきましては、予算の許す限り取運びたいと考えます。また市外回線の増設につきましては、日立、東京間回線は二十七年計画において一回線増設済みであり、二十八年計画といたしまして一回線、計四回線とするよう計画が進められております。日立、水戸間回線は二十七年計画に一回線増設することになつておりますので、計四回線となります。なお二十八年計画において同区間にトールダイヤル二回線を増設するよう計画せられております。

○橋本委員長 文書番号第一〇五〇号、磯原町の電話設備拡充整備に関する請願。○中村専門員 請願者茨城県多賀郡磯原町長片寄富七外一名、紹介議員橋本登美三郎君、本請願の要旨は、茨城県多賀郡磯原町は、常磐炭鉱の中核をなす重内、山口の二大炭鉱を初め、大小の炭鉱が散在し、かつ隣村には将来を約束されたわが国屈指の大日本炭鉱が操業しており、一方本町を初め隣村高岡、華川、南中郷の各村から搬出される木材も果下有数であり、さらには本年度から都市計画が施行され、磯原駅を中心とすべく、発展が約束されると同時に極度に電話の需要が増し、各所にその要望があるにもかかわらず、その声はまったく満たされず、産業開発上遺憾にたえない。ついで磯原町の電話設備を拡充整備されたいというの

であります。○平井(義)政府委員 磯原町の施設は、現在ほとんど加入者収容の余力がありませんので、二十八年計画に交換機一台の増設を計画いたしておりますので、逐次御期待に沿ひ得ることと考えます。なお磯原より東京方面への通話は、現在水戸を中継してありますが、本年十月に磯原、水戸間に一回線増設いたし、さらに二十八年計画においても水戸、東京間に三回線を増設するよう計画でございますから、通話は相当改善される見込みでございます。

○橋本委員長 文書番号第一一五八号、秦野町電報電話局局舎建築に関する請願。○中村専門員 請願者神奈川県中郡秦野町長中村新治、紹介議員岩本信行君、本請願の要旨は、神奈川県中郡秦野町の電報電話局の局舎は老朽かつ狭隘のため、加入者収容もその限度に達してゐるばかりでなく、今後の新設加入者収容のためにも、新方式による交換機設置の必要上、ぜひとも新局舎が必要となり、現在目下の場所に敷地を求めたが、いまだに設置許可がなく、敷地は荒れるにまかせてゐる。ついで一日も早くこれが新局舎設置につき配慮されたいのであります。

○平井(義)政府委員 秦野町電報電話局の局舎新築につきましては、その必要性は認められるところであり、また、現在全国においてこのような立ちのきある局舎の老朽、狭隘等により新築を必要とする局のうち、特に急を要するものにも約三百局余あるにもかかわらず、二十七年計画に実施でき得るものは、そのうち約一〇%に

すぎない状態でありますが、幸い当電報電話局新築用の敷地は、御地各位の御協力によりまして、すでに二十五年計画において買収済みでありますし、同局舎は相当の悪条件にありますので、でき得れば急速実現をはかりたい所存であります。

○橋本委員長 文書番号第一二二一、笹岡村に電話架設の請願。○中村専門員 請願者新潟県北蒲原郡笹岡村長酒井清一外一名、紹介議員高田大輔君、本請願の要旨は、戦後文化、産業、経済各界の百般にわたり未曾有の大改革に遭遇し、生活の形態は極度の変貌を招来し、その過程たるや著しき破行現象を呈するに至り、特に産業、経済と不即不離の相関性を持つ通信文化面において、都市の復興度と地方施設の不均衡はますます巨溝を拡大しつつあります。かくのごとく文化に取残された僻地は、いよ／＼生存は退敗し、社会より脱落することは自明の理であります。この見地に立脚してわれ／＼はつとこれが要望を痛感させられるのであります。願わくば早急に電話架設を実現せられんことを伏してお願ひするものであります。

○平井(義)政府委員 お申出の笹岡村は、既設交換局の水原局より四・二キロもありまして、加入区域外でありますが、建設予算に制約されますため、新規に架設する場合は距離に一定の制限を設けまして、この制限を越える加入申込みに対しては、超過部分に対する線路の建設に要する実費を負担していただく場合に、その申込みに応ずることとしたしております。なお右の

は、二十七年途中で着工することとなつております。

○橋本委員長 文書番号第一四五三号、鳥取電話局の自動電話切替等の請願。

○中村専門員 請願者鳥取市長入江昶、紹介議員足鹿寛君、本請願の要旨は、鳥取県は地勢及び風土の関係で産業経済あるいは文化の面で他府県に比し遅れていたが、最近日本パルプ工場が操業を開始し、大阪機工紡績工場の作業開始も間近に迫り、なお二、三の大会社の誘致も予想される等、各般に面目を一新しつつあるので、通信施設の拡充強化が強く要望されるに至つた。ついでには早急に左記施設の改善に特別の措置を講ぜられたい。一、鳥取電話局の自動電話への切りかえ、二、山陰、山陽間ケーブルの新設、三、鳥取電話局及び鳥取電報局の新局舎建築、四、鳥取、米子間ケーブル敷設、五、賀露局加入区域の鳥取局加入区域への合併。

○平井(義)政府委員 御要望の件につきまして、次のような事情でございますから、御了承をお願いいたします。一、鳥取電話局の自動切りかえにつきましては、二十七年途中で実施するよう目下手配中であります。二、山陰、山陽間ケーブルにつきましては、二十八年年度において長距離回線の増設を計画中であります。三、電話局舎はすでに竣工済みであり、電報関係局舎は目下工事中であります。本年中には完成の見込みでございます。四、鳥取、米子間ケーブル敷設につきましては、ほかにより早急に実施せねばならない区間が非常に多いので、

当面困難な状況でございます。五、電話交換局の区域の合併は、関係交換局の地域が行政上、社会上、経済上まったく緊密一体化した場合において、関係地域相互間通話数、関係局間の距離等を勘案し、これを同一市内区域に統合することが妥当と認められるに至つた場合に、実施することを方針としておりますが、このような局は全国には相当数に達しているにもかかわらず、年々予算等の制約によりまして、二十七年年度におきましても、特に急を要する数局を実施し得るにすぎない状況にあり、かつ前述の条件に照しても、賀露局区域を鳥取局区域に合併することは、目下のところ実施困難でございます。

○橋本委員長 文書番号第一四五八号、電話の整備拡充に関する請願、紹介議員山田長司君。

○山田(長)委員 本請願の要旨は、わが国の電話は、現在世界各國に比較いたしまして、その発展は著しく低下し、他産業施設に対しても非常に立ち遅れているために、政治、経済、文化、治安、その他の諸般の活動に最大障礙をなしております。また産業の振興と生産の手配を合理的にし、能率的に需要を円滑化するために、連絡、打合せに伴う冗費の節約の上からいっても、さらに生産の効果を大ならしめる上からいっても、あるいはコストを低減することからいっても、国民経済及び自立国家の基礎を築くためにも、電話の果たす役割は実に大きいのでありまして、そのために国民は日本電信電話公社に対して大きな期待をかけているが、電話の拡充はただ一公社のみの

力のおよするものではなく、国家的一大事業として発展させ、強力なる国策のもとに電話の拡充整備をはかつていただきたい。そういう意味において、必要な資金の調達に対しても、貸付を電信電話公社に対してすみやかなる援助措置を講ぜられたいというのであります。

○平井(義)政府委員 御要望の御趣旨はまことにごもっともでございます。電話の整備拡充については日夜努力を重ねておりますが、現在わが国の電話の需要はまことに熾烈でありまして、その加入申込み数は四十四万に達しており、しかもこの申込みは年々増高の一途をたどりつつある状況であります。さらにこのほか加入を希望しながら申込みを断念しているものを含めますと、実に百万を超えるものと予想されるのであります。これに対する電話の増設は、予算等の制約によりまして、年々その一割程度を満たし得るにすぎない状況であります。また市外電話につきましても、通話需要の増高は著しく、年々の回線増設をはかるに上まわつてゐる実情でございます。この歴大な需要に対応し得る設備の拡充を強力に推進するため、種々努力を尽しておりますが、根本的には拡張資金の問題でありまして、このためには政府資金の大幅な投入が必要であることは、まさに仰せの通りでございます。せつかくこのために努力しておりますが、どうか皆様の一層の御援助をお願いいたします。

○橋本委員長 以上二十一件の請願の採否の決定は、次会に行うこといたします。本日はこの程度にとどめ、次会は二

十二日午後二時理事會、同二時半委員會を開會することにいたします。本日はこれをもつて散會いたします。

午後零時三十六分散會

〔参照〕

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年一月十三日印刷

昭和二十八年一月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局